



# 資料編

---

# 資料編

## 1 第2期計画の策定経過

| 年月日  | 項目              | 内容  |
|--|-----------------|---|
| 平成30年<br>5月24日（木）                                  | 第1回丸亀市子ども・子育て会議 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 会議委員委嘱</li><li>・ 第2期丸亀市こども未来計画（案）の諮問</li><li>・ 「こども未来計画」の成果と課題について</li><li>・ 次期こども未来計画の策定スケジュールについて</li><li>・ 次期こども未来計画の体系について</li></ul>  |
| 平成30年<br>6月28日（木）<br>7月12日（木）                      | 視察研修            | 幼稚園から認定こども園に移行した教育・保育施設で、異年齢保育の取り組みなどを視察した。   |
| 平成30年<br>8月22日（水）                                  | 第2回丸亀市子ども・子育て会議 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 次期計画の策定について</li><li>・ 丸亀市こども未来計画に基づく需給バランス分析について</li><li>・ 平成30年度の幼稚園・保育所（園）等の状況について</li><li>・ 平成29年度地域子ども・子育て支援事業の状況について</li><li>・ 平成29年度子ども・子育て支援施策（次世代育成支援行動計画）の状況について</li></ul> |
| 平成30年<br>11月29日（木）                                 | 第3回丸亀市子ども・子育て会議 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 国の「量の見込み」の算出等の考え方について</li><li>・ 教育・保育提供区域の設定について</li><li>・ アンケート調査の実施について</li></ul>   |
| 平成30年<br>11月～12月                                   | アンケート調査         | 就学前児童及び小学生の保護者、中学2年生及び高校2年生の本人と保護者に対して「丸亀市子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、子育ての状況や生活の実態、教育・保育事業に対する量的及び質的なニーズを把握した。  |
| 平成31年<br>1月7日（月）・<br>10日（木）・<br>22日（火）<br>2月19日（火） | ヒアリング調査         | 様々な形で地域の子育て支援に携わる機関、団体等4か所を対象にヒアリング調査を実施し、今後の子育て支援の課題を把握した。   |
| 平成31年<br>2月14日（木）                                  | 第4回丸亀市子ども・子育て会議 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 特定教育・保育施設の利用定員の設定について</li><li>・ アンケート調査の結果について</li></ul>  |
| 令和元年<br>5月30日（木）                                   | 第5回丸亀市子ども・子育て会議 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 会議委員委嘱</li><li>・ アンケート調査結果について</li><li>・ 計画策定の進め方</li><li>・ ワークショップの開催について</li><li>・ 教育・保育の量の見込みについて</li></ul>  |

| 年月日                               | 項目                    | 内容   |
|-----------------------------------|-----------------------|--|
| 令和元年<br>7月25日(木)                  | 第6回丸亀市子ども・子育て会議       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議委員委嘱</li> <li>・丸亀市子ども・子育て会議について(会長及び副会長選任)</li> <li>・第2期丸亀市こども未来計画について</li> <li>・丸亀市こども未来計画に基づく需給バランス分析について</li> <li>・平成30年度地域子ども・子育て支援事業及び子ども・子育て支援施策(任意記載項目)の状況について</li> </ul> |
| 令和元年<br>7月28日(日)                  | 丸亀市の子どもの未来を考えるワークショップ | 市民が市の現状をどのように捉え、今後どのようにしていきたいか、市民として何ができるかを考え、今後のよりよい子育て、子育て環境の検討を行った。   |
| 令和元年<br>10月9日(水)                  | 第7回丸亀市子ども・子育て会議       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設の利用定員の設定について</li> <li>・第2期丸亀市こども未来計画の素案について</li> <li>・令和元年度の幼稚園・保育所(園)等の状況について</li> </ul>   |
| 令和元年<br>10月23日・30日(水)<br>11月5日(火) | 視察研修                  | 保育所から認定こども園に移行した教育・保育施設で、異年齢保育の取り組みなどを視察した。  |
| 令和元年<br>12月12日(木)                 | 第8回丸亀市子ども・子育て会議       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期丸亀市こども未来計画(案)について</li> </ul>  |
| 令和2年<br>1月7日(火)<br>～2月5日(水)       | パブリック・コメント            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期丸亀市こども未来計画(案)について</li> </ul>  |
| 令和2年<br>2月18日(火)                  | 第9回丸亀市子ども・子育て会議       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設の利用定員の設定について</li> <li>・パブリックコメントの結果について</li> <li>・第2期丸亀市こども未来計画(案)について</li> </ul>   |
| 令和2年<br>3月17日(火)                  | 市長答申                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期丸亀市こども未来計画(案)について</li> </ul>  |

## 2 丸亀市子ども・子育て会議委員名簿

(任期：令和元年7月12日～令和3年7月11日)

|                            | 氏名     | 団体・役職名                     | 備考  |
|----------------------------|--------|----------------------------|-----|
| 学識<br>経験者<br>(3名)          | 三野 靖   | 香川大学法学部 学部長                | 会長  |
|                            | 辰巳 裕子  | 香川短期大学 子ども学科第Ⅲ部 准教授        |     |
|                            | 新岡 礼伸  | 香川短期大学 子ども学科第Ⅲ部 准教授        |     |
| 公共的<br>団体等の<br>構成員<br>(5名) | 中野実千代  | 丸亀市母子愛育班連絡協議会 会長           | 副会長 |
|                            | 奥澤日登美  | 丸亀市民生委員児童委員協議会連合会主任児童委員部会長 |     |
|                            | 玉井 弘一  | 城坤地区コミュニティ 会長              |     |
|                            | 松永 幸子  | 丸亀地区労働組合協議会 会員             |     |
|                            | 矢野 秀典  | 丸亀商工会議所 青年部 会長             |     |
| 福祉<br>関係者<br>(5名)          | 大西 陽子  | 丸亀市立保育所等所長会 会長             |     |
|                            | 高木 明美  | NPO法人 地域は家族・コミュニケーション 理事長  |     |
|                            | 高橋 勝子  | NPO法人 さぬきっずコムシアター 理事長      |     |
|                            | 三宅 健介  | 丸亀市保育所保護者会連合会 副会長          |     |
|                            | 吉村 真樹  | 社会福祉法人 溢愛会 ふたば西保育園 園長      |     |
| 教育<br>関係者<br>(6名)          | 太田 正則  | 丸亀市立中学校長会 副会長              |     |
|                            | 河井 政人  | 丸亀市PTA連絡協議会 幼稚園・こども園部会 代表  |     |
|                            | 重成 由美  | 丸亀市立幼稚園・こども園長会 会長          |     |
|                            | 土井 マスミ | 学校法人丸亀虎岳学園 丸亀城南虎岳幼稚園 園長    |     |
|                            | 平田 貴久  | 丸亀市立小学校長会 副会長              |     |
|                            | 柳口 華織  | 丸亀市PTA連絡協議会母親部会 部長         |     |
| 公募委員<br>(2名)               | 池田 健輔  | 公募委員                       |     |
|                            | 渡邊 重久  | 公募委員                       |     |

(敬称略・会長、副会長以外は区分ごとに五十音順)

### 3 子ども・子育て支援施策の推進に係る主な取組一覧

#### 基本目標Ⅰ 子どもの健やかな成長を支援します

##### 基本施策1 遊び場・子どもの居場所づくり

| 取組名称         | 内 容   | 担当課             |
|--------------|---|-----------------|
| 児童館事業        | 子どもへ健全な遊びを提供するとともに、健康の増進や情操を豊かにするための拠点施設として事業を行う。 | 子育て支援課<br>人権課   |
| 遊び場の整備       | 公園や遊び場の遊具などの安全点検や安全基準に適した整備を実施する。                 | 都市計画課           |
|              | 地域に遊び場が少ない子どものために私有地が開放された場合には、安全に遊べる空間となるよう支援する。 | 都市計画課           |
| 地域子育て支援拠点事業  | P94参照   | 子育て支援課<br>幼保運営課 |
| 子ども会活動等の団体活動 | 子ども会活動等、活動の場を提供することにより子どもたちの健全育成やリーダーの養成に努める。     | 生涯学習課           |

##### 基本施策2 総合的な放課後児童対策

| 取組名称             | 内 容         | 担当課    |
|------------------|-------------|--------|
| 新・放課後子ども総合プランの推進 | P42、43、44参照 | 教育部総務課 |

##### 基本施策3 いじめ・不登校対策

| 取組名称         | 内 容  | 担当課   |
|--------------|--|-------|
| いじめ・不登校等心の相談 | 教師による子どもへの日常的な声かけや教育相談週間の設定などにより、子どもの不安や悩みに教師が寄り添えるよう努める。また、学校教育サポート室のカウンセラーを派遣したり、県と協力して全市立小・中学校にスクールカウンセラーを配置する。 | 学校教育課 |
| 教育支援センターの設置  | 不登校に陥っている児童・生徒に居場所を提供し、興味・関心のあることに取組ませることで心を癒す。また、遊びを通して友だちや指導員とのコミュニケーションを図ったり、学級担任との人間関係を深めたりして、学校復帰ができるように努める。  | 学校教育課 |

| 取組名称             | 内 容   | 担当課   |
|------------------|---|-------|
| スクールカウンセラーの配置    | 悩みを抱えた子どもの精神面を支援するため、学校教育サポート室のスクールカウンセラーや県と協力して全小・中学校にスクールカウンセラーを配置する。 | 学校教育課 |
| スクールソーシャルワーカーの配置 | 問題を抱えた児童・生徒に対し、専門的な立場から家庭へ働きかけたり、関係機関と連携を図るなど、多様な手段を用いて問題解決に努める。        | 学校教育課 |

#### 基本施策 4 有害環境対策と非行等防止対策

| 取組名称                            | 内 容   | 担当課               |
|---------------------------------|---|-------------------|
| フィルタリング利用の普及啓発などの有害環境対策、情報モラル教育 | 少年育成センターの育成だより「かめっこ」では、携帯電話・スマートフォンなどを使う上でのマナーやルール、フィルタリングの利用等の啓発をする。また、学校教育の場において、メディアへの過度な依存に対する情報モラルの指導・啓発を推進する。 | 学校教育課<br>少年育成センター |
| 薬物乱用防止の啓発                       | 薬物乱用問題の情報を共有し、啓発を推進する。  | 学校教育課<br>少年育成センター |
| 補導活動                            | 非行防止対策として、関係団体から推薦された補導員を市が委嘱し、子どもが集まりやすい場所や危険箇所を巡回し、非行や事故の防止活動の推進と啓発活動の充実を図る。                                      | 少年育成センター          |
| 少年相談                            | 相談者の悩みに寄りそう電話相談や面接相談を行い、その解決に努めるとともに、少年育成センター内に相談専用室を設け、相談者が安心して相談できる環境を提供する。                                       | 少年育成センター          |

## 基本施策5 成人期に向けての健康づくり・保健対策

| 取組名称       | 内 容  | 担当課          |
|------------|--|--------------|
| 小児生活習慣病対策  | 小学校4年生及び中学校1年生の希望者を対象に血液検査を実施し、小児生活習慣病のハイリスク児童・生徒を早期発見し、本人及び保護者に対して保健指導を実施する。さらに必要に応じて、医療機関への受診を勧め、生活習慣病の予防に努める。 | 学校教育課        |
| 思春期メンタルヘルス | 心の問題で悩む児童・生徒に対し、学級担任、養護教諭がカウンセリングを行うとともに、スクールカウンセラーなどと連携して、相談支援を行う。  | 学校教育課        |
| 性教育        | 小・中学校において、児童・生徒の発達段階や各校の実態に合わせながら、性に関する正しい知識を身につけるための性教育を推進する。   | 学校教育課        |
| 思春期保健教育    | 総合的な学習の時間を活用した職場体験学習や家庭科での学習において、幼稚園・保育所・関係機関などの協力を得て、妊婦体験や赤ちゃんふれあい体験、モデル人形を使つての保育実習、講演会などを実施する。                 | 学校教育課<br>健康課 |

## 基本施策6 子どもの心身の育ちを助ける食育の推進

| 取組名称   | 内 容   | 担当課                               |
|--------|---|-----------------------------------|
| 妊産婦の食育 | 母子健康手帳発行時や訪問などで妊産婦の食事に対する情報提供を行っている。<br>生まれる前（マイナス1歳）から始まる子育て講座などで妊産婦のための食生活や望ましい体重増加、食事バランスガイド、母乳育児のための栄養と食事や離乳食開始前に知っておきたいことなどの情報提供を行う。 | 健康課                               |
| 子どもの食育 | 子どもやその保護者に対して、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけるきっかけとなる教室の開催や情報提供に努め、食育の土台づくりを図る。   | 健康課<br>幼保運営課<br>学校教育課<br>学校給食センター |
|        | 食育講座や食に関する参加型体験学習を開催する。   | 生涯学習課                             |

## 基本施策7 人間性や個性を育む環境整備

| 取組名称             | 内 容  | 担当課                   |
|------------------|--|-----------------------|
| 図書館事業            | 子どもと本をつなぐために、生後3か月の子どもにはブックスタートとして絵本を手渡し、親子のふれあいの時間を提供したり、小学校就学前の5歳児にはセカンドブックとして絵本をプレゼントし、「うちどく」の推進と図書館利用のきっかけづくりを行っている。また、ボランティア団体や図書館職員による本の読み聞かせや紙芝居、手遊びなども行う。                  | 図書館                   |
| 文化芸術鑑賞の機会の提供     | 美術館では親子を対象としたワークショップなどを開催するほか、小・中学校等では文化芸術体験プログラムを実施する。  | 文化課                   |
| 異年齢交流・異学年交流・地域連携 | 市内すべての教育・保育施設において、地域に開かれた子育て支援の拠点として、地域団体などと子どもたちとのふれあう機会を推進する。<br>また、小・中学校において、校区内近隣の保育所・幼稚園との異年齢交流、中学校群及び学校内での異学年交流を積極的に推進する。  | 幼保運営課<br>学校教育課        |
| 人権教育・啓発          | 教育・保育施設や小・中学校で、毎年「人権・同和教育推進の計画」を作成し、計画的に人権・同和教育を推進する。  | 人権課<br>幼保運営課<br>学校教育課 |
| 子どもの体力づくり        | 小・中学校において、児童・生徒に対して積極的に体を動かす意識をもたせるとともに、体を動かす機会を定期的に提供する。また、生涯にわたってスポーツに親しむ契機となるよう、学校教育全体で体力向上に取り組む。   | 学校教育課                 |
|                  | 丸亀市スポーツ少年団に属する団体の交流活動、リーダー養成や指導者の養成などの活動を積極的に支援し、子どもの自主的なスポーツ活動を促進する。また、地元プロスポーツチーム等とも連携を図りながら、日頃からスポーツ活動を敬遠しスポーツに触れる機会が少ない子どもたちを対象としたスポーツ講座などを開催するとともに、就学前の親子での外遊びや運動に親しむ機会を提供する。 | スポーツ推進課               |

## 基本施策 8 総合的・継続的な障がい児支援

| 取組名称   | 内 容  | 担当課            |
|--|--|----------------|
| 発達相談（こども相談、ことばの相談など）                                 | <p>子どもの発達の悩みについて、児童心理司、言語聴覚士、臨床心理士による相談を実施する。</p> <p><b>こども相談</b> 子どもの心身の発達や情緒、行動などの不安について児童心理司による相談を実施する。</p> <p><b>ことばの相談</b> きこえやことばの発達の不安について言語聴覚士による相談を実施する。</p>  | 健康課            |
| 特別支援教育・障がい児保育  | <p>障がいのある子どもを教育・保育施設や小・中学校で受入れ、一人ひとりの教育ニーズに対応できるよう実態把握を行う。また、必要に応じて特別支援教育支援員を配置したり、専門家などによる保育所（園）への巡回カウンセリングや保育士の加配措置などを行う。</p>  | 幼保運営課<br>学校教育課 |
| 発達障がい児支援   | <p>NPO団体と協働で丸亀市発達障がい児支援事業を行い、発達障がいのある子どもの支援を目的として、保護者や保育士、教員などの関係者に対し、相談支援や研修などを実施する。</p>  | 幼保運営課<br>学校教育課 |
| 障がい福祉サービス<br>(児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障がい児相談支援など) | <p><b>児童発達支援</b> 未就学の障がい児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。(医療型は治療も行う。)</p> <p><b>放課後等デイサービス</b> 就学している障がい児について、学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センターなどの施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などを行う。</p> <p><b>保育所等訪問支援</b> 保育所などを訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。</p> <p><b>障がい児相談支援</b> 上記のサービスを利用する児童に、支給決定又は支給変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービスなどの利用状況のモニタリングを行う。</p> | 福祉課            |

## 基本目標Ⅱ 子どもを育む家庭を支援します

### 基本施策1 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

| 取組名称                        | 内 容  | 担当課 |
|-----------------------------|--|-----|
| 母子健康手帳などの発行                 | 妊産婦の健康を守り、また、子どもの健康と健全な発育を守るために母子健康手帳を発行する。  | 健康課 |
| 母子保健推進員・愛育班の育成・支援           | 地域のボランティアによる妊婦訪問や子育て支援を推進し、社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て中の親を孤立させない地域づくりを推進する。  | 健康課 |
| 妊娠期からの生活習慣病予防（禁煙対策等）        | 妊産婦や子ども及びその家族の健康を守るために禁煙等について推進していく。   | 健康課 |
| 産後ケア事業                      | 出産直後の支援が必要な時期に助産所で一定期間過ごすことで、家庭での育児がスムーズに移行できるよう支援する。  | 健康課 |
| 妊婦・乳幼児健康診査                  | （妊婦に対する健康診査についてはP99参照）健康診査により、子どもの発育・発達を把握し、栄養及び育児の個別相談や診察を行うことで、保護者が安心して育児を行えるよう支援する。   | 健康課 |
| 乳児家庭全戸訪問事業<br>〔こんにちは赤ちゃん訪問〕 | P100参照   | 健康課 |
| 養育支援訪問事業                    | P101参照   | 健康課 |
| 妊産婦・乳幼児相談・健康教育              | 母子健康手帳発行時やウエルカム広場などにおける相談や、健康づくりや子育てについての情報提供を行うことにより、妊産婦や乳幼児をもつ保護者が安心して子育てできるよう支援する。  | 健康課 |
| 予防接種                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ BCG</li> <li>・ 四種混合（百日せき、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ）</li> <li>・ MR（麻しん風しん混合）</li> <li>・ 日本脳炎 ・ ロタ</li> <li>・ ヒブ ・ 小児肺炎球菌 ・ 水痘 ・ B型肝炎</li> </ul> | 健康課 |
| 乳幼児の事故防止                    | 子育て安全チェックリストの配布や健康教育などを通じて、乳幼児の事故防止の啓発を行う。   | 健康課 |
| 小児医療                        | 妊婦や小児の医療に関する情報提供や、必要時には医療機関と相互に連絡をとり合っけてケース会を開くなど、関係機関との連携を図る。   | 健康課 |
| 歯科保健                        | 妊婦を対象に市内の委託歯科医療機関において、また、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査時に歯科健康診査を実施する。年に1回、歯と口の健康週間まつりを開催する。これらを通じ、むし歯予防など歯科保健についての意識を高める。  | 健康課 |

## 基本施策 2 相談支援・情報提供

| 取組名称                | 内 容   | 担当課           |
|---------------------|---|---------------|
| 利用者支援事業             | P98参照   | 健康課<br>子育て支援課 |
| 家庭児童相談              | 子育てに関する心配や不安、引きこもり、非行など、親子のあり方や子どもの育て方を共に考え、問題をどう解決するかについて援助する。 | 子育て支援課        |
| 子育て支援情報ホームページの開設・運営 | 市の子育て支援に関する情報や子育て施設・団体の情報などを一つに集約し、市のホームページやスマートフォンなどから情報提供を行う。 | 子育て支援課        |
| 子育てアプリ「まる育サポート」     | 丸亀市の子育てに役立つ情報が検索できるアプリ。子育てに関する疑問や悩みの相談にも対応する。                   | 子育て支援課        |

## 基本施策 3 地域における多様な保育ニーズ等への対応

| 取組名称                         | 内 容   | 担当課             |
|------------------------------|---|-----------------|
| 待機児童の解消                      | P60参照   | 幼保運営課           |
| 乳児保育事業                       | 保護者の就労事情などにより、0歳児からの保育を実施する。  | 幼保運営課           |
| 延長保育事業                       | P91参照   | 幼保運営課           |
| 一時預かり事業                      | P95、96参照  | 子育て支援課<br>幼保運営課 |
| 子育て短期支援事業〔ショートステイ、トワイライトステイ〕 | P93参照   | 子育て支援課          |
| 子育て援助活動支援事業〔ファミリー・サポート・センター〕 | P97参照   | 子育て支援課          |
| 病児・病後児保育事業                   | P96参照   | 子育て支援課          |
| 子育てホームヘルプサービス                | 小学校3年生までの子どもの保護者が、疾病や出産などの理由で一時的に育児・家事に関する援助を必要とする場合、家庭へホームヘルパーを派遣する。 | 子育て支援課          |

## 基本施策 4 児童虐待防止対策

| 取組名称          | 内 容  | 担当課            |
|---------------|--|----------------|
| 家庭児童相談        | 【再掲】   | 子育て支援課         |
| 要保護児童対策地域協議会  | 虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等に関する必要な情報の交換や支援を行うために支援関係機関で協議を行う                            | 子育て支援課         |
| 心の健康づくりと仲間づくり | こころの健康相談の開催や母子愛育班、母子保健推進員などと協力し、地域の中で親子が孤立しないよう支援する。                               | 健康課            |
| 人権教育・啓発       | 子どもの人権について、広報紙への掲載、講演会の実施など意識啓発を行う。  | 人権課            |
|               | 【再掲】   | 幼保運営課<br>学校教育課 |
| 子育て支援総合相談窓口   | 妊娠期から18歳までの子育てに関するあらゆる相談に、専門相談員が幅広く対応し、必要に応じて保健・医療・教育・福祉などの各機関と協力しながら、継続的な支援を行います。 | 子育て支援課         |

## 基本施策 5 家庭の教育力の向上

| 取組名称    | 内 容  | 担当課   |
|---------|--|-------|
| 家庭教育講座  | 教育・保育施設や小・中学校に通う子どもの保護者を対象に家庭教育講座を実施し、子どもに関わる大人の学びの場を提供し、子どもの成長について理解を深めたり、自身の抱える課題を共有して解決へ導く。 | 生涯学習課 |
| 子ども講座   | 親子のふれあいや物づくり体験に主眼を置き、知識や技能の習得に加え、新たな仲間づくりの機会を提供する。   | 生涯学習課 |
| PTAとの連携 | 共通課題（小・中学生のスマホ等適正な利用など）について、情報交換を活発に行い協働して課題解決に取り組む。   | 学校教育課 |

## 基本施策 6 経済的支援

| 取組名称       | 内 容  | 担当課    |
|------------|--|--------|
| こども医療費助成制度 | 中学校卒業（満15歳）までの子どもに対し、入院・外来ともに健康保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成するなど、負担軽減を図る。 | 子育て支援課 |
| こうのとりの支援事業 | 特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けた夫婦に対して治療費の一部を助成し、負担軽減を図る。                   | 健康課    |

| 取組名称              | 内 容  | 担当課    |
|-------------------|--|--------|
| ひとり親家庭等医療費助成制度    | ひとり親家庭などにおける母又は父と扶養されている18歳までの子どもに対して健康保険診療にかかる医療費の自己負担部分を助成し、負担軽減を図る。 | 子育て支援課 |
| 多子世帯出産祝金支給事業      | 多子世帯の3人目以降の子どもの出産祝金を支給し、多子世帯の子育て費用の負担軽減を図る。                            | 子育て支援課 |
| 保育料の軽減            | 多子家庭やひとり親家庭、低所得家庭に対して保育料を軽減し、子育て家庭における経済的な負担を緩和する。                     | 幼保運営課  |
| 幼児教育・保育に係る給食費の無償化 | 子育て世帯の負担軽減のため、全ての3歳児から5歳児までの給食費を無償化する。                                 | 幼保運営課  |
| 就学援助制度            | 経済的な理由により、小・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品費などの一部または全額を支給し、負担軽減を図る。          | 教育部総務課 |

## 基本施策7 配慮が必要な家庭への支援

| 取組名称        | 内 容   | 担当課      |
|-------------|---|----------|
| ひとり親家庭自立支援  | ひとり親家庭などについて自立を目的とした相談指導や情報提供をはじめ、経済的自立と生活意欲の助長を目的とした資金の貸付、経済的自立に効果の高い資格を取得する場合の経費の一部支給などを行う。   | 子育て支援課   |
| 多言語による情報提供  | 市民向け文書において多言語で対応する必要性がある場合に、英語をはじめとする多言語文書を作成する。  | 子育て支援課ほか |
| 生活困窮者自立相談支援 | 複合的な問題を抱える生活困窮者やその家族（子ども）に対して、自立相談支援センター（通称：あすたねっと 社会福祉協議会）を相談窓口として、「住居確保給付金」・「就労準備支援事業」・「家計改善支援事業」、貧困の連鎖を防止するため小学生・中学生・高校中退者・中学既卒者等を対象とした「学習支援事業」など各種事業へのつなぎや関係機関等と連携し寄り添いながら問題解決に向けての支援を行います。 | 福祉課      |

## 基本目標Ⅲ 安心して子育てできる地域社会の環境整備を図ります

### 基本施策1 安全・安心なまちづくり

| 取組名称                 | 内 容   | 担当課                     |
|----------------------|---|-------------------------|
| 交通安全施設の点検整備          | 交差点での事故防止のためにカーブミラーを設置するなどし、安全な道路環境の整備を行う。  | 建設課<br>学校教育課<br>幼保運営課   |
| 交通安全指導・啓発            | 教育・保育施設において、交通ルールを遵守する大切さや、交通安全に必要な知識の習得を目的に、交通安全キャンペーンや交通安全教室を実施し、交通安全意識の普及・浸透を図る。 | 危機管理課<br>学校教育課<br>幼保運営課 |
| 通学路の点検やカラー化などによる安全確保 | 狭い市道において歩行空間が明確になるよう一定の基準に基づき通学路をカラー化し、安全対策を具現化する。                                  | 建設課<br>学校教育課            |
| 不審者情報の提供             | 学校・関係機関へFAXやメール配信で不審者情報を提供するとともに、青パトでパトロールを実施する。                                    | 危機管理課<br>少年育成センター       |
| 防犯パトロール              | 地域ぐるみで地域安全活動（自主防犯パトロール隊）が行われるよう支援する。  | 危機管理課<br>生活環境課          |
| 防犯意識啓発               | 市民が安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現のために地域安全活動を推進し、防犯安全意識の高揚を図る。                              | 危機管理課<br>生活環境課<br>学校教育課 |
| 緊急避難場所「こどもSOS」の設置・点検 | 子どもを不審者などによる犯罪から守るために、緊急避難場所となる「こどもSOS」を設置する。                                       | 少年育成センター                |

### 基本施策2 子育てバリアフリーのまちづくり

| 取組名称              | 内 容  | 担当課   |
|-------------------|--|-------|
| 道路改良時の歩道等のバリアフリー化 | 道路の改良などにはバリアフリー化を考慮した計画・施行を行います。                       | 建設課   |
| 公共施設における授乳室等の整備促進 | 子ども連れの親子が安心して外出できるよう、授乳やおむつ替えスペース、子ども用トイレなどの施設整備を促進する。 | 庶務課ほか |
| マタニティマークの活用       | 母子健康手帳発行時に妊婦に対する周囲の人の配慮を喚起するために、マタニティマークを啓発する。         | 健康課   |

### 基本施策3 仕事と子育てが両立できるまちづくり

| 取組名称                     | 内 容  | 担当課           |
|--------------------------|--|---------------|
| 男女共同参画の推進、固定的性別役割分担意識の解消 | 市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報を発信する。  | 人権課           |
| 労働時間短縮やフレックスタイム制の奨励      | 国や県が行う当該事業について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報を発信する。   | 産業観光課         |
| 勤労者の福利厚生と企業への啓発          | 福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努める。  | 産業観光課         |
| キッズウィークの推進               | 毎年10月の第3月曜日を「丸亀こどもデー」と称して、市立の学校、幼稚園及び認定こども園の休業日に指定し、土～月の3連休を設定することで、大人と子どもと一緒に過ごす時間を創出し、親子の絆や地域との交流を深める機会とする。子ども向けイベント開催や、休暇が取れない保護者のために、青い鳥教室（放課後児童クラブ）を開所するなど市関係部署が取り組むほか、事業所に対してキッズウィークの周知啓発・協力を関係機関と連携しながら働きかけていく。 | 産業観光課<br>ほか7課 |

### 基本施策4 人材育成・支援

| 取組名称                 | 内 容  | 担当課             |
|----------------------|--|-----------------|
| 子育てボランティアの育成・支援      | 地域子育て支援拠点施設などにおいて、子育てボランティアを養成するための研修などの支援を行う。                 | 子育て支援課<br>幼保運営課 |
| 地区組織・人材育成の仕組みづくり     | 地域の健康づくりを推進する母子愛育班をはじめ、社会全体で子どもの健やかな成長を見守り子育て家庭を支える地域づくりを支援する。 | 健康課<br>生活環境課    |
| 子どもの体験活動等に関わる団体等への支援 | 子どもに体験活動の場を提供するボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会育成連絡協議会などへ支援を行う。            | 生涯学習課           |

## 4 用語の解説

### あ 行

#### 愛育班（あいいくはん）

「健康で明るくいいきと暮らしたい」と願う地域の皆さんの集まり。声かけ活動を中心に市内16の地域で、それぞれ独自の愛育班活動を行っている。

#### M字カーブ（えむじカーブ）

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）が結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する状況。

#### 大手町地区4街区再編整備構想（おおてちょうちくよんがいくさいへんせいびこうそう）

市民会館等の跡地に市役所が移転することを契機に、お城の北側に位置する大手町地区の4つの街区の今後の土地利用のあり方や新たな魅力の創出に向けて、平成30年11月に策定した整備構想。

### か 行

#### 外国につながる子ども（がいこくにつながるこども）

海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児等。

#### 香川県子ども女性相談センター（かがわけんこどもじょせいそうだんせんたー）

女性の福祉に関する問題について相談に応じる機関（婦人相談所）。

#### 学習障害（がくしゅうしょうがい）（LD）

全般的な知的発達に遅れはないにも関わらず、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難を示す様々な状態。

#### 確保方策（かくほほうさく）

「量の見込み（ら行参照）」に対する就学前教育・保育施設提供体制。

#### キッズウィーク

学校行事等の振替日をほかの時期の土・日曜などと組み合わせ、新たな連続した学校休業日を設定し、大人と子どもが一緒にまとまった休日を過ごす機会を創出する取組。

#### 協働（きょうどう）

異なる主体が同じ目標を目指し、対等な立場で共に力を合わせ活動すること。

#### 言語聴覚士（げんごちょうかくし）

言葉によるコミュニケーションに関する課題に対して、その対処法を見出すために検査・評価を実施し、必要に応じて訓練、指導、助言、その他の援助を行う専門職。

## 合計特殊出生率（ごうけいとくしゅしゅっしょうりつ）

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

## 国立社会保障・人口問題研究所（こくりつしゃかいほしょう・じんこうもんだいけんきゅうじょ）

厚生労働省に設置された国立の政策研究機関で、社会保障と人口問題の政策研究を行う。

## コーホートセンサス変化率法（こーほーとせんさすへんかりつほう）

各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、基準年度の人口に乗じて将来人口を推計する方法で、比較的近い将来の人口を推計する場合に用いられる推計方法。変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いて将来人口の推計を行うことが一般的。

## 子育て世代包括支援センター（こそだてせだいほうかつしえんせんたー）

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う。

## 子ども・子育て関連3法（こども・こそだてかんれんさんぽう）

「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）」の3法を指す。幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策、地域の子育て支援の充実を図ることを目的とした「子ども・子育て支援新制度」の根拠法。

## 子ども食堂（こどもしょくどう）

地域のボランティアが子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組。

## 子どもの貧困対策推進法（こどものひんこんたいさくすいしんぽう）

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする法律。（平成26年1月17日施行）

## 子どもの貧困率（こどものひんこんりつ）

子ども全体に占める、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）が一定基準（貧困線）に満たない子どもの割合のこと。貧困線とは、全世帯の等価可処分所得の中央値の半分の額をいう。これらの算出方法は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づく。

## さ 行

### 私学助成（しがくじょせい）

国が、法令に基づき私立の大学、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園及び特別支援学校に対して行う補助。確認を受けない幼稚園に対する私学補助については、都道府県が私立幼稚園に補助した場合、国がその一部を補助する。子ども・子育て関連3法案に対する国会の附帯決議で「施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする」とされていることも踏まえ、国はこれらの財政支援の充実に努めていくこととしている。

### 次世代育成支援行動計画（じせだいいくせいしえんこうどうけいかく）

平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画。本市においては、平成16年度に「次世代育成支援行動計画（前期計画）」、平成21年度に「次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、平成26年度までの取組を推進した。

「次世代育成支援対策推進法」は、平成27年3月までの時限立法だったが、平成37年3月まで10年間延長することとなり、同法で定める「市町村行動計画」については、策定は任意となり、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定することも可能とされた。そこで、本市では、次世代育成支援行動計画の内容を子ども・子育て支援事業計画に盛り込み、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画として位置づけて一体的に策定することとし、平成27年3月に「丸亀市子ども未来計画」を策定した。

### 視線誘導標（しせんゆうどうひょう）

車道の側方に沿って設置することで、道路の線形などを明示し、運転者の視線誘導を行う標識など。

### 児童虐待事案対応の連携強化に関する協定書（じどうぎゃくたいじあんたいおうのれんけいきょうかにかんするきょうていしよ）

丸亀市・善通寺市・多度津町の2市1町と丸亀警察署が、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るため、児童虐待事案対応の連携を強化することを明文化したものの。

### 児童心理司（じどうしんりし）

児童やその保護者などの相談に応じ、診断面接や心理検査、観察などによって心理診断、また、必要な助言や指導を行う専門職。

### 児童発達支援（じどうはったつしえん）

障がいのある児童を対象に、通所により日常生活の基本的動作の指導や、知識や技能の付与等の訓練を行う事業。

### 児童養護施設（じどうようごしせつ）

児童福祉法に定める児童福祉施設の一つで、親のいない子どもや、親からの虐待などを理由に家庭で生活できなくなった子どもを入所させて養護する施設。児童相談所長の判断に基づき、都道府県知事が入所措置を決定する。入所対象者は、原則として1歳から18歳。

### 障がい児相談支援（しょうがいじそうだんしえん）

障がいのある児童が児童発達支援・放課後等デイサービスなどを利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援。

### 障がい児福祉計画（しょうがいじふくしけいかく）

児童福祉法に基づく、障がい児通所支援等に係る必要な量の見込み及びその見込み量の確保のための方策等を定める計画。本市では、平成30年3月に障害者総合支援法に基づく障害福祉計画と一体的に第1期計画（平成30年度～令和2年度）を策定。

### 障がい者基本計画（しょうがいしゃきほんけいかく）

障害者基本法に基づく、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。本市では、平成27年3月に、「丸亀市第2次障がい者基本計画」（平成27年度～令和2年度）を策定。

### 償還払い（しょうかんばらい）

医療機関で自己負担分の金額を一度支払った後に、市に請求して払い戻しを受けることをいうが、この計画では以下の意味で使用している。

県外の医療機関等で妊婦健診を受診した場合、費用の全額をいったん支払い、その後、請求を行って上限金額の範囲内で支給を受けるという制度。

### 食事バランスガイド（しょくじばらんすがいど）

1日に、「何を」、「どれだけ」食べたらよいかを考える際の参考となるよう、食事の望ましい組合せとおおよその量をイラストでわかりやすく示したもの。

### 私立保育園等運営補助金（しりつほいくえんとううんえいほじょきん）

私立保育所、私立認定こども園及び私立小規模保育事業を行う事業所の入所児童の処遇の向上を図ることを目的とする補助金。

### 私立保育園等保育士処遇改善事業補助金（しりつほいくえんとうほいくししょぐうかいぜんじぎょうほじょきん）

私立保育園、私立認定こども園及び私立小規模保育事業所における保育士等の処遇の向上を図ることを目的とする補助金。

### スクールカウンセラー

学校に派遣された、心理学などの知識や技術を有する心の専門家のこと。児童生徒の人間関係やいじめ、不登校など学校生活上の悩みや心理的な問題の相談相手になるほか、保護者や教員からの児童生徒への指導についての相談に応じる。

### スクールソーシャルワーカー

子どもに影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改善に向けて、家庭・学校・地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家のことをいう。スクールカウンセラーがカウンセリングという方法によって問題解決を図るのに対して、スクールソーシャルワーカーは関係調整や仲介・連

携・代弁など、より多様な方法を用いて、問題に対応する。

## 西部子ども相談センター（せいぶこどもそうだんせんたー）

18歳未満の子どもの福祉に関する問題について相談に応じる県の機関（児童相談所）。

## た 行

### 待機児童（たいきじどう）

子育て中の保護者が、保育所等又は青い鳥教室（学童保育施設）に入所申請をしているにも関わらず、入所できない状態にある児童をいう。保育所等待機児童についての国の定義では、保育の必要性の認定（2号又は3号）がされ、特定教育・保育施設（認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。）又は特定地域型保育事業の利用の申込みがされているが、空きがないなどにより利用していない者のうち、他の施設への入所提案ができない者。

### 地域型保育事業（ちいきがたほいくじぎょう）

子ども・子育て支援法に基づき、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う事業。主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、定員5人以下で、家庭的保育者の居宅その他の場所において保育を行う事業（家庭的保育事業）、主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、定員6人以上19人以下の少人数で保育を行う事業（小規模保育事業）、主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、住み慣れた居宅において、1対1を基本とする保育を行う事業（居宅訪問型保育事業）、主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業（事業所内保育事業）がある。

### 地域福祉計画（ちいきふくしけいかく）

高齢者、児童、障がい者などの分野ごとの「縦割り」ではなく、住み慣れた地域で行政と住民が一体となって、福祉や保健などの多様な生活課題に地域全体で取り組む計画。本市では、平成28年3月に、「丸亀市第2次地域福祉計画」（平成28年度～令和2年度）を策定。

### 注意欠陥多動性障害（ちゅういけっかんだどうせいしょうがい）（ADHD）

「集中できない（不注意）」「じっとしていられない（多動・多弁）」「考えるよりも先に動く（衝動的な行動）」などを特徴とする発達障がい。注意欠陥多動性障害の特徴は、通常7歳以前に現れる。

### 中讃勤労者福祉サービスセンター（ちゅうさんきんろうしゃふくしサービスせんたー）

中小企業の福利厚生を充実させることで、豊かな生活と安心して働ける職場づくりを目指し、それによって企業や地域の活性化に寄与することを目的として設立された。中小企業向けの様々な福利厚生事業を実施している。

### 特別支援教育（とくべつしえんきょういく）

従来の障がい児教育において対象となっていた障がいだけでなく、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難

を改善又は克服するために、適切な教育や指導を行う。

### 特別支援教育支援員（とくべつしえんきょういくしえんいん）

幼稚園、小・中学校、高等学校において障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し学習活動上のサポートを行う。

### DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や内縁関係、元夫婦や恋人など、身近な立場の人から受ける暴力のこと。肉体的暴力だけでなく、言葉の暴力、社会的暴力（交友の制限など）、経済的暴力（お金を渡さない）なども含む。

## な 行

### 認可定員・利用定員（にんかていいん・りょうていいん）

認可定員は都道府県が各施設の申請に基づき認可する人数。利用定員は市町村が各施設・事業の実利用人数等を基に定める人数。市町村は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認可定員の範囲内で利用定員を定めることとされている。（この計画では、量の見込みに該当。）各施設や事業へ支払われる給付額は、定員によって積算され、実際の児童数が認可定員より少ない場合、実際に必要な運営費より少ない額の積算となることから、新制度では認可定員と利用定員の2つの考え方を採用している。

### 認定こども園（にんていこどもえん）

保護者が働いている、いないにかかわらず就学前の子どもを受入れて、教育・保育を一体的に実施する施設。地域のすべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子の集いの場の提供など、地域の子育て支援も行う。認定こども園には、次の4つのタイプがある。

#### ●幼保連携型認定こども園

認可幼稚園と認可保育所が一体となって教育と保育を一体的に提供する施設。学校と児童福祉施設の両方の位置付けをもつ単一の認可施設。

#### ●幼稚園型認定こども園

認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす施設。

#### ●保育所型認定こども園

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たす施設。

#### ●地方裁量型認定こども園

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たす施設。

### ネグレクト

無視すること、ないがしろにすることで、子どもに関しては、適切な養育を親が放棄することという。例えば、子どもに食事を与えない、身なりが清潔でない、乳児が泣いていても無視する、学校へ行かせない、病気なのに治療を受けさせないなどの行為のことで、これによって、子ども

の精神的な発達に阻害され、人格形成に悪影響を与えるといわれている。

## は 行

### 発達障がい（はったつしょうがい）

発達障がいはいくつかのタイプに分類されており、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如、多動性障害（ADHD）、学習障害、チック障害、吃音（症）などが含まれる。これらは生まれつき脳の一部の機能に障害があるという点が共通しており、対人関係や行動のコントロール、学業などに支障が生じる状態のことをいう。

### フィルタリング

インターネットのページを一定の基準により「表示してよいもの」と「表示禁止のもの」などに分け、子どもに見せたくないページにはアクセスできないようにする機能。総務省は、平成16年度から携帯電話向けにもパソコン並のフィルタリング機能を実現するため、携帯電話各社と連携して研究開発を行った。携帯電話各社は利便性の高いフィルタリングサービスを提供しており、国（総務省）や自治体は、有害情報から子どもを守るため、積極的に利用促進を図っている。

### 保育所等訪問支援（ほいくしょうほうもんしえん）

障がいのある児童がそのほかの児童との集団生活に適応することができるよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うもの。

### 放課後等デイサービス（ほうかごとうでいさーびす）

学校通学中の障がいのある児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行う事業。

### 母子保健推進員（ぼしほけんすいしんいん）

妊婦さんや乳幼児を持つ保護者の皆さんが安心して妊娠・出産・育児ができるように、丸亀市の母子保健事業に協力する身近な地域の相談者。

## ま 行

### マタニティマーク

妊娠初期は、赤ちゃんの成長はもちろん、母親の健康を維持するためにもとても大切な時期だが、外見からは見分けがつかないため、「電車で席に座れない」、「たばこの煙が気になる」など様々な苦労がある。

そこで、国民運動計画「健やか親子21」推進検討会において、妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保を目指し、「マタニティマーク」を発表した。マークを身につけていることで、周囲に妊婦であることを示しやすくするもの。「マタニティバッジ」は、マタニティマークをデザインしたバッジであり、このほか、ワッペン、キーホルダー、マグネット、ストラップなどがある。

### 丸亀げんきっ子夢プラン（まるがめげんきっこゆめぷらん）

平成26年3月に策定した本市独自の就学前教育・保育の統一プラン。

## 丸亀市母子保健計画（まるがめしほしほけんけいかく）

「母子保健計画の策定について」（平成8年5月1日児母第20号厚生省児童家庭局母子保健課長通知）に基づく計画。市町村において、妊娠、出産、育児その他健やかな子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性などについて検討を加え、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立に向けて計画を策定し、効果的な母子保健対策の推進を図ることとされた。丸亀市こども未来計画は、「丸亀市母子保健計画」の内容を包含して策定している。

## や 行

### 幼児教育・保育の無償化制度（ようじきょういく・ほいくのむしょうかせいど）

令和元年10月1日から導入された3～5歳児クラス及び住民税非課税世帯に係る0～2歳児クラスの幼稚園、保育所等の利用料等が無償となる国の制度。

### 要保護児童対策地域協議会（ようほごじどうたいさくちいききょうぎかい）

虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等に関する必要な情報の交換や支援を行うために支援関係機関で協議を行う場。児童福祉法に位置付けられている。丸亀市では代表者会議を年1回、実務者会議を月1回、必要時に個別ケース会を随時開催している。

## ら 行

### 利用定員（りようていいん）

「認可定員」の項を参照

### 量の見込み（りょうのみこみ）

ニーズ調査結果及び国から示された「算出の手引き」に従い推計した就学前教育・保育施設や延長保育事業など13事業の必要量のことをいう。

### 臨床心理士（りんしょうしんりし）

カウンセラー、セラピスト、心理職等、様々に呼ばれている心理学の専門家で、財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する資格の所持者。

## わ 行

### ワークショップ

もともとは「仕事場、工作室」を意味するが、通常の形式的な会議の進め方ではなく、参加者がワイワイ、ガヤガヤと創造的に意見やアイデアを出し合い、参加者の意思を共通化するための「場」のことをいう。人の話を聞くだけでなく、参加者各自が「発想し、提案し、作業する」ことにより、参加者全員で目標の達成に向けた作業を行う。

### ワーク・ライフ・バランス

「仕事」と「仕事以外の生活」（子育てや親の介護、自己啓発、地域活動など）との調和がとれている状態。両者の調和をとることにより、「仕事」も「仕事以外の生活」も充実させようとすることをいう。

## 5

## 区域別 量の見込みと確保方策

## 旧丸亀地区

## 【教育・保育提供区域別】 〈東中学校区〉

## ① 3歳以上の子ども

〈教育を希望する子ども〉 1号認定+2号認定（幼稚園）

(単位：人)

|                        |                           | 平成31年※<br>(2019.4) | 令和元年※<br>(2019.10) | 令和2年度<br>(2020年) | 令和3年度<br>(2021年) | 令和4年度<br>(2022年) | 令和5年度<br>(2023年) | 令和6年度<br>(2024年) |
|------------------------|---------------------------|--------------------|--------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| ①<br>量の見込み<br>(必要利用定員) | 1号認定                      |                    |                    |                  |                  |                  |                  |                  |
|                        | 2号認定<br>(幼稚園)             | 285<br>(285)       | 299<br>(299)       | 263              | 262              | 255              | 252              | 249              |
|                        | 計                         |                    |                    |                  |                  |                  |                  |                  |
| ②<br>確保の内容             | 幼稚園<br>(特定教育・<br>保育施設)    | 295                | 295                | 295              | 295              | 295              | 295              | 295              |
|                        | 認定こども園<br>(特定教育・<br>保育施設) | 89                 | 89                 | 89               | 89               | 89               | 89               | 89               |
|                        | 確認を受けない<br>幼稚園            | 130                | 130                | 130              | 130              | 130              | 130              | 130              |
|                        | 計                         | 514                | 514                | 514              | 514              | 514              | 514              | 514              |
| ②-①                    |                           | 229                | 215                | 251              | 252              | 259              | 262              | 265              |

※平成31年、令和元年の量の見込みは申込人数の実績、( )内は利用人数等の実績（以降も同様）

〈保育を希望する子ども〉 2号認定（保育所）

(単位：人)

|                                 |                           | 平成31年※<br>(2019.4) | 令和元年※<br>(2019.10) | 令和2年度<br>(2020年) | 令和3年度<br>(2021年) | 令和4年度<br>(2022年) | 令和5年度<br>(2023年) | 令和6年度<br>(2024年) |
|---------------------------------|---------------------------|--------------------|--------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| ①量の見込み<br>(必要利用定員)<br>2号認定（保育所） |                           | 388<br>(385)       | 392<br>(391)       | 400              | 397              | 388              | 383              | 380              |
| ②<br>確保の内容                      | 保育所（園）<br>(特定教育・<br>保育施設) | 248                | 248                | 332              | 332              | 332              | 332              | 332              |
|                                 | 認定こども園<br>(特定教育・<br>保育施設) | 231                | 231                | 231              | 231              | 231              | 231              | 231              |
|                                 | 計                         | 479                | 479                | 563              | 563              | 563              | 563              | 563              |
| ②-①                             |                           | 91                 | 87                 | 163              | 166              | 175              | 180              | 183              |

② 3歳未満の子ども  
3号認定（0歳児）

（単位：人）

|                                 |                           | 平成31年※<br>(2019.4) | 令和元年※<br>(2019.10) | 令和2年度<br>(2020年) | 令和3年度<br>(2021年) | 令和4年度<br>(2022年) | 令和5年度<br>(2023年) | 令和6年度<br>(2024年) |
|---------------------------------|---------------------------|--------------------|--------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| ①量の見込み<br>(必要利用定員)<br>3号認定（0歳児） |                           | 31<br>(28)         | 76<br>(57)         | 70               | 69               | 68               | 67               | 65               |
| ②確保の内容                          | 保育所（園）<br>(特定教育・<br>保育施設) | 51                 | 51                 | 63               | 63               | 63               | 63               | 63               |
|                                 | 認定こども園<br>(特定教育・<br>保育施設) | 30                 | 30                 | 30               | 30               | 30               | 30               | 30               |
|                                 | 地域型保育事業                   | 0                  | 0                  | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                |
|                                 | 計                         | 81                 | 81                 | 93               | 93               | 93               | 93               | 93               |
| ②－①                             |                           | 50                 | 5                  | 23               | 24               | 25               | 26               | 28               |

3号認定（1・2歳児）

（単位：人）

|                                   |                           | 平成31年※<br>(2019.4) | 令和元年※<br>(2019.10) | 令和2年度<br>(2020年) | 令和3年度<br>(2021年) | 令和4年度<br>(2022年) | 令和5年度<br>(2023年) | 令和6年度<br>(2024年) |
|-----------------------------------|---------------------------|--------------------|--------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| ①量の見込み<br>(必要利用定員)<br>3号認定（1・2歳児） |                           | 247<br>(229)       | 255<br>(236)       | 258              | 258              | 263              | 260              | 256              |
| ②確保の内容                            | 保育所（園）<br>(特定教育・<br>保育施設) | 141                | 141                | 165              | 165              | 165              | 165              | 165              |
|                                   | 認定こども園<br>(特定教育・<br>保育施設) | 144                | 144                | 144              | 144              | 144              | 144              | 144              |
|                                   | 地域型保育事業                   | 0                  | 0                  | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                |
|                                   | 計                         | 285                | 285                | 309              | 309              | 309              | 309              | 309              |
| ②－①                               |                           | 38                 | 30                 | 51               | 51               | 46               | 49               | 53               |

## 【教育・保育提供区域別】 〈西中学校区〉

### ① 3歳以上の子ども

〈教育を希望する子ども〉 1号認定＋2号認定（幼稚園）

（単位：人）

|                    |                           | 平成31年※<br>(2019.4) | 令和元年※<br>(2019.10) | 令和2年度<br>(2020年) | 令和3年度<br>(2021年) | 令和4年度<br>(2022年) | 令和5年度<br>(2023年) | 令和6年度<br>(2024年) |
|--------------------|---------------------------|--------------------|--------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| ①量の見込み<br>(必要利用定員) | 1号認定                      |                    |                    |                  |                  |                  |                  |                  |
|                    | 2号認定<br>(幼稚園)             | 335<br>(335)       | 331<br>(331)       | 308              | 307              | 300              | 296              | 293              |
|                    | 計                         |                    |                    |                  |                  |                  |                  |                  |
| ②確保の内容             | 幼稚園<br>(特定教育・<br>保育施設)    | 150                | 150                | 150              | 150              | 150              | 150              | 150              |
|                    | 認定こども園<br>(特定教育・<br>保育施設) | 19                 | 19                 | 19               | 19               | 19               | 19               | 19               |
|                    | 確認を受けない<br>幼稚園            | 240                | 240                | 240              | 240              | 240              | 240              | 240              |
|                    | 計                         | 409                | 409                | 409              | 409              | 409              | 409              | 409              |
| ②－①                |                           | 74                 | 78                 | 101              | 102              | 109              | 113              | 116              |

※平成31年、令和元年の量の見込みは申込人数の実績、( )内は利用人数等の実績（以降も同様）

〈保育を希望する子ども〉 2号認定（保育所）

（単位：人）

|                                 |                           | 平成31年※<br>(2019.4) | 令和元年※<br>(2019.10) | 令和2年度<br>(2020年) | 令和3年度<br>(2021年) | 令和4年度<br>(2022年) | 令和5年度<br>(2023年) | 令和6年度<br>(2024年) |
|---------------------------------|---------------------------|--------------------|--------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| ①量の見込み<br>(必要利用定員)<br>2号認定（保育所） |                           | 557<br>(549)       | 554<br>(552)       | 569              | 567              | 552              | 545              | 541              |
| ②確保の内容                          | 保育所（園）<br>(特定教育・<br>保育施設) | 573                | 573                | 618              | 618              | 618              | 618              | 618              |
|                                 | 認定こども園<br>(特定教育・<br>保育施設) | 95                 | 95                 | 95               | 95               | 95               | 95               | 95               |
|                                 | 計                         | 668                | 668                | 713              | 713              | 713              | 713              | 713              |
| ②－①                             |                           | 111                | 114                | 144              | 146              | 161              | 168              | 172              |

② 3歳未満の子ども  
3号認定（0歳児）

（単位：人）

|                                 |                           | 平成31年※<br>(2019.4) | 令和元年※<br>(2019.10) | 令和2年度<br>(2020年) | 令和3年度<br>(2021年) | 令和4年度<br>(2022年) | 令和5年度<br>(2023年) | 令和6年度<br>(2024年) |
|---------------------------------|---------------------------|--------------------|--------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| ①量の見込み<br>(必要利用定員)<br>3号認定（0歳児） |                           | 54<br>(48)         | 132<br>(98)        | 120              | 118              | 116              | 114              | 112              |
| ②確保の内容                          | 保育所（園）<br>(特定教育・<br>保育施設) | 90                 | 90                 | 102              | 102              | 102              | 102              | 102              |
|                                 | 認定こども園<br>(特定教育・<br>保育施設) | 12                 | 12                 | 12               | 12               | 12               | 12               | 12               |
|                                 | 地域型保育事業                   | 0                  | 0                  | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                |
|                                 | 計                         | 102                | 102                | 114              | 114              | 114              | 114              | 114              |
| ②－①                             |                           | 48                 | ▲30                | ▲6               | ▲4               | ▲2               | 0                | 2                |

3号認定（1・2歳児）

（単位：人）

|                                   |                           | 平成31年※<br>(2019.4) | 令和元年※<br>(2019.10) | 令和2年度<br>(2020年) | 令和3年度<br>(2021年) | 令和4年度<br>(2022年) | 令和5年度<br>(2023年) | 令和6年度<br>(2024年) |
|-----------------------------------|---------------------------|--------------------|--------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| ①量の見込み<br>(必要利用定員)<br>3号認定（1・2歳児） |                           | 441<br>(377)       | 457<br>(393)       | 452              | 448              | 456              | 451              | 444              |
| ②確保の内容                            | 保育所（園）<br>(特定教育・<br>保育施設) | 347                | 347                | 373              | 373              | 373              | 373              | 373              |
|                                   | 認定こども園<br>(特定教育・<br>保育施設) | 48                 | 48                 | 48               | 48               | 48               | 48               | 48               |
|                                   | 地域型保育事業                   | 0                  | 0                  | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                |
|                                   | 計                         | 395                | 395                | 421              | 421              | 421              | 421              | 421              |
| ②－①                               |                           | ▲46                | ▲62                | ▲31              | ▲27              | ▲35              | ▲30              | ▲23              |

## 【教育・保育提供区域別】 〈南中学校区〉

### ① 3歳以上の子ども

〈教育を希望する子ども〉 1号認定＋2号認定（幼稚園）

（単位：人）

|                            |                           | 平成31年※<br>(2019.4) | 令和元年※<br>(2019.10) | 令和2年度<br>(2020年) | 令和3年度<br>(2021年) | 令和4年度<br>(2022年) | 令和5年度<br>(2023年) | 令和6年度<br>(2024年) |
|----------------------------|---------------------------|--------------------|--------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| ①量の<br>見込み<br>(必要<br>利用定員) | 1号認定                      |                    |                    |                  |                  |                  |                  |                  |
|                            | 2号認定<br>(幼稚園)             | 245<br>(245)       | 225<br>(225)       | 226              | 225              | 219              | 216              | 215              |
|                            | 計                         |                    |                    |                  |                  |                  |                  |                  |
| ②確保の<br>内容                 | 幼稚園<br>(特定教育・<br>保育施設)    | 180                | 180                | 180              | 180              | 180              | 180              | 180              |
|                            | 認定こども園<br>(特定教育・<br>保育施設) | 315                | 315                | 335              | 335              | 335              | 335              | 335              |
|                            | 確認を受けない<br>幼稚園            | 0                  | 0                  | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                |
|                            | 計                         | 495                | 495                | 515              | 515              | 515              | 515              | 515              |
| ②－①                        |                           | 250                | 270                | 289              | 290              | 296              | 299              | 300              |

※平成31年、令和元年の量の見込みは申込人数の実績、( )内は利用人数等の実績（以降も同様）

〈保育を希望する子ども〉 2号認定（保育所）

（単位：人）

|   |                           | 平成31年※<br>(2019.4) | 令和元年※<br>(2019.10) | 令和2年度<br>(2020年) | 令和3年度<br>(2021年) | 令和4年度<br>(2022年) | 令和5年度<br>(2023年) | 令和6年度<br>(2024年) |
|---|---------------------------|--------------------|--------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| ①量の<br>見込み<br>(必要<br>利用定員)<br>2号認定<br>(保育所) |                           | 369<br>(365)       | 387<br>(385)       | 379              | 377              | 368              | 363              | 360              |
| ②確保の<br>内容                                  | 保育所（園）<br>(特定教育・<br>保育施設) | 177                | 177                | 155              | 155              | 155              | 155              | 155              |
|   | 認定こども園<br>(特定教育・<br>保育施設) | 285                | 285                | 333              | 341              | 348              | 348              | 360              |
|   | 計                         | 462                | 462                | 488              | 496              | 503              | 503              | 515              |
| ②－①   |                           | 93                 | 75                 | 109              | 119              | 135              | 140              | 155              |

② 3歳未満の子ども  
3号認定（0歳児）

（単位：人）

|                                 |                           | 平成31年※<br>(2019.4) | 令和元年※<br>(2019.10) | 令和2年度<br>(2020年) | 令和3年度<br>(2021年) | 令和4年度<br>(2022年) | 令和5年度<br>(2023年) | 令和6年度<br>(2024年) |
|---------------------------------|---------------------------|--------------------|--------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| ①量の見込み<br>(必要利用定員)<br>3号認定（0歳児） |                           | 34<br>(30)         | 82<br>(61)         | 75               | 74               | 73               | 72               | 70               |
| ②確保の内容                          | 保育所（園）<br>(特定教育・<br>保育施設) | 46                 | 46                 | 40               | 40               | 40               | 40               | 40               |
|                                 | 認定こども園<br>(特定教育・<br>保育施設) | 40                 | 40                 | 64               | 64               | 64               | 64               | 64               |
|                                 | 地域型保育事業                   | 6                  | 6                  | 6                | 6                | 6                | 6                | 6                |
|                                 | 計                         | 92                 | 92                 | 110              | 110              | 110              | 110              | 110              |
| ②－①                             |                           | 58                 | 10                 | 35               | 36               | 37               | 38               | 40               |

3号認定（1・2歳児）

（単位：人）

|                                   |                           | 平成31年※<br>(2019.4) | 令和元年※<br>(2019.10) | 令和2年度<br>(2020年) | 令和3年度<br>(2021年) | 令和4年度<br>(2022年) | 令和5年度<br>(2023年) | 令和6年度<br>(2024年) |
|-----------------------------------|---------------------------|--------------------|--------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| ①量の見込み<br>(必要利用定員)<br>3号認定（1・2歳児） |                           | 249<br>(213)       | 244<br>(222)       | 261              | 260              | 265              | 263              | 260              |
| ②確保の内容                            | 保育所（園）<br>(特定教育・<br>保育施設) | 98                 | 98                 | 86               | 86               | 86               | 86               | 86               |
|                                   | 認定こども<br>(特定教育・<br>保育施設)  | 152                | 152                | 185              | 187              | 190              | 190              | 188              |
|                                   | 地域型保育事業                   | 13                 | 13                 | 13               | 13               | 13               | 13               | 13               |
|                                   | 計                         | 263                | 263                | 284              | 286              | 289              | 289              | 287              |
| ②－①                               |                           | 14                 | 19                 | 23               | 26               | 24               | 26               | 27               |

## 6 地域子ども・子育て支援事業実施施設一覧（令和元年度現在）

| 事業 |                                      | か所 |                                       | 実施施設   |
|----|--------------------------------------|----|---------------------------------------|--|
| 1  | 延長保育事業                               | 15 | 公立保育所 2<br>私立保育園・こども園 11<br>小規模保育施設 2 | 飯山北第一保育所、飯山南保育所<br>恵城保育園、ふたば乳児保育園、ふたば<br>西保育園、虎岳保育園、ひつじヶ丘保<br>育園、しおや保育所、誠心こども園、はら<br>だこども園、丸亀ひまわりこども園、ド<br>ルカスこども園、彩芽こども園<br>桃山保育所、ニチキッズ飯山保育園  |
| 2  | 放課後児童健全育成事業<br>（青い鳥教室）               | 31 |                                       | 島しょ部を除く全小学校（P43参照）   |
| 3  | 子育て短期<br>支援事業                        | 3  | ショートス<br>テイ<br>（短期入所生<br>生活援助事業）      | 亀山学園、神愛館、丸亀おひさま荘   |
|    | トワイライ<br>トステイ<br>（夜間養護等<br>事業）       |    | 3                                     | 亀山学園、神愛館、丸亀おひさま荘   |
| 4  | 地域子育て支援拠点事業                          | 13 | 子育て支援課 7<br>幼保運営課 6                   | たんぼぼ、コムコムひろば、コムコムひ<br>ろば・あやうた、あかちゃんうさぎ、出<br>張ひろば・コムコム城坤、出張ひろば・<br>コムコム城南、出張ひろばおひさまたん<br>ぼぼ、城辰保育所地域子育て支援セン<br>ター、綾歌地域子育て支援センター、飯<br>山地域子育て支援センター、恵城保育園<br>子育て支援センター、誠心こども園子育<br>て支援センター、ひつじヶ丘保育園子育<br>て支援センター |
| 5  | 一時預かり<br>事業                          | 2  | 幼稚園型（私立幼稚園）                           | 聖母幼稚園、城南虎岳幼稚園  |
|    |                                      |    | 8                                     | 公立幼稚園等が実施して<br>いる一時預かり   |
|    |                                      | 8  | 公立保育所 3<br>私立保育園 4<br>NPO法人 1         | 城北こども園、城南保育所、富熊保育所<br>恵城保育園、虎岳保育園、ひつじヶ丘保<br>育園、しおや保育所<br>コムコムひろば（土器）   |
| 6  | 病児・病後児保育事業                           | 1  |                                       | おかだ小児クリニック「おひさま」   |
| 7  | 子育て援助活動支援事業<br>（ファミリー・サポート・<br>センター） | 1  |                                       | 社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会   |
| 8  | 利用者支援事業                              | 3  | 基本型 2<br>母子保健型 1                      | まる育サポートあだあじお、子育て支援<br>コーディネータートゥインクル<br>まる育サポートハッピーサポート丸亀  |

～丸亀市子ども・子育て支援事業計画～

## 第 2 期丸亀市こども未来計画

発行日 令和 2 年（2020年） 3 月

発 行 丸亀市

編 集 丸亀市健康福祉部子育て支援課

〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目 3 番 1 号

TEL 0877 (24) 8808 FAX 0877 (35) 8894

U R L <https://www.city.marugame.lg.jp/>



丸亀市  
MARUGAME CITY